

第3次杵築市総合計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、第3次杵築市総合計画策定支援業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第3次杵築市総合計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙第3次杵築市総合計画策定支援業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和7年3月15日までの間
- (4) 契約方法 契約候補者と随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

3. 提案上限額

見積額の上限は10,807千円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

なお、各会計年度の上限額は次のとおりとする。

令和5年度 3,683千円 令和6年度 7,124千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4. 実施方式

公募型プロポーザル方式

5. 提案に関する事務を担当する所管課の名称及び所在地等

〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1

杵築市企画財政課 企画政策係

TEL 0978-62-1804(直通) FAX 0978-63-3293

E-mail seisaku@city.kitsuki.lg.jp

6. 応募資格

以下の全てに該当する者のみ、企画提案を応募することができる。

- (1) 法人格を有している者であること
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から契約候補者の選定の日までにおいて、杵築市工事指名競争入札参加資格者指名停止基準(平成17年杵築市告示第53号)に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第の規定に該当しな

い者であること

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条第1項各号に掲げる者に該当しないもの
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと
- (8) 他の自治体等で同種の業務の受注実績がある等、本業務を的確に遂行する能力を有する者

7. スケジュール

公募開始	令和5年5月18日(木)
質問書受付締切	令和5年5月25日(木)
参加意向申出書提出締切	令和5年6月8日(木)
提案書等提出締切	令和5年6月19日(月)
プレゼンテーション、審査会	令和5年7月4日(火) 13時から(予定)
審査結果の通知及び公表	令和5年7月上旬予定
契約締結	令和5年7月上旬予定

8. 参加意向申出書の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月8日(木) 12:00まで
- (2) 提出場所 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1
杵築市企画財政課 企画政策係
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出書類
 - ア 参加意向申出書(様式第2号) 1部
 - イ 会社概要書(様式第3号) 10部
 - ウ 事業実績書及び類似契約実績書(様式第4号) 10部
 - エ 国税及び地方税の納税証明書(様式その3の3:法人税と消費税及び地方消費税の証明) 1部
 - オ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 1部

9. 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月19日(月) 12:00まで

(2) 提出場所 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1
杵築市企画財政課 企画政策係

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出書類

ア 提案書 (様式第5号)	1部
イ 企画書 (形式は問わない)	10部
ウ 工程表 (形式は問わない)	10部
エ 業務実施体制及び業務従事者情報 (様式第6号)	10部
オ 見積書 (形式は問わない)	10部

※見積書は、消費税及び地方消費税を除いた価格ならびに税込み価格を記載し、積算根拠の具体的な内容を明らかにしたものとする。

※必要に応じて補足資料等を求める場合がある。

10. 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問は、質問書 (様式第1号) に内容を記載し電子メールにて行うこととし、電話連絡で受信を確認すること。

(1) 受付期間 令和5年5月18日 (木) から令和5年5月25日 (木) 12時まで

(2) 回答方法 質問及び回答を取りまとめたうえで、令和5年5月29日 (月) までに原則として市公式ウェブサイトに掲載する。

ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項と密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する場合もある。

なお、質問内容によっては回答しない場合もある。

11. 参加資格審査に係る書類審査及び結果の通知

(1) 参加意向申出者が6者以上の場合は、提出された応募団体の概要、事業実績書及び類似契約実績書について書類審査を行い、5者をプレゼンテーション審査対象として選定する。

(2) 選定の結果は、メール又は文書にて通知する。

12. プレゼンテーション、ヒアリング審査

(1) 提出された企画書等に従いプレゼンテーションを行うこと。

(2) 1者あたりのプレゼンテーションの時間は20分以内、ヒアリングの時間は15分程度 (計40分以内) とする。

(3) プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは市役所が用意する。なお、操作用のパソコンは持参すること。

(4) プレゼンテーション・ヒアリング及び審査は非公開とする。

(5) 参加意向申出者が1者の場合もプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施するものとし、合格点(6割以上)に達した場合は、本プロポーザルは成立するものとする。

13. 審査項目及び審査配点

審査項目	審査基準	審査配点
1 業務経歴	過去に同様の業務又は類似の実績があり、良好な実績をあげているか。	5
2 業務実施体制	業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか。	10
3 提案内容	業務の目的及び内容を十分に理解した提案となっているか。	10
	杵築市の現状分析がなされているか、また、全国のトレンド等についても分析されている提案となっているか。	5
	当該業務により策定される総合計画に行財政マネジメント機能を備えることについて、説得力のある提案となっているか。	15
	市民意見等の意見を反映した総合計画の策定に向けた提案となっているか。	10
4 価格点	提案価格評価	5
合 計		60

14. 評点の算出方法と優先交渉事業者の選定方法

選定委員は、以下のとおり審査項目ごとにS～Dの評価を行い、各評価に応じた係数を配点に乗ずることにより評点を算出し、選定委員全員の合計評点の高い順に順位を決定する。

評価	S	A	B	C	D
	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
評価係数	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

※総合点の最も高い事業者が2者以上あるとき

総合点の最も高い事業者が2者以上あるときは、提案点が最も高い事業者を選定する。
なお、すべての点が同一だった場合は、プロポーザル評価委員会の協議により優先交渉事業者を選定する。

15. 審査結果通知

- (1) 提案者の提案内容を選定方法に基づき評価を行い、評点の最も高い者1者を最優先契約候補者として選定する。
- (2) 選定の結果は、全ての提案者に文書にて通知する。

16. 契約の締結

審査結果により契約候補者として特定された者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の協議も含む。

ただし、契約締結が不調の場合、順位付けした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

17. 留意事項

- (1) 本提案書等の作成に係る費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 不確定要素が多々あるなかであっても、提案者の経験やノウハウ等を最大限活用し、具体的で実効性のある提案書を提出すること。
- (3) 本実施要領に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば積極的に追加し、提案書に記載すること。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって履行できる内容とすること。
- (5) 審査経過に関する質問等は一切回答しない。
- (6) 失格事項
次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
 - ア 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記入をした者。
 - イ 公告日現在において応募資格がなく提案書等を提出した者又は本公告日から契約締結の前日までの間に応募資格を有しなくなった者。
 - ウ 参加意向申出書及び提案書等の提出方法及び提出期限に適合しない者。
 - エ 提案書等を複数案提出した者。
 - オ 提案書等に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
 - カ その他選定委員会が不適格と認めた者。
- (7) 提案書等の取り扱い
 - ア 提出後の提案書等の追加、修正、差替え等はできない。
 - イ 提案書等は返却しない。

ウ 提出された提案書等は、応募者に無断で本業務の受託者選定以外の目的に使用しない。

エ 提案書等の選定を行う際、必要な範囲において参加者に通知することなく複製を行うことがある。

(8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) その他

ア 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、杵築市情報公開条例（平成17年10月1日条例第13号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

イ 提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

ウ 本実施要領に記載のない事項については、杵築市プロポーザル方式実施要綱に準ずるものとする。